

第10回 埼玉圏央道オオタカ等保護対策検討委員会 議事録

日 時：平成17年11月8日(火) 13:00 ～ 15:50

場 所：大宮サンパレス 4F ミニヨン

出席者：委員 長 葉山 嘉一 日本大学 生物資源科学部 助教授
委員 池谷 奉文 財団法人 日本生態系協会 会長
柴田 敏隆 コンサベーションリスト
柳澤 紀夫 財団法人 日本鳥類保護連盟 理事
勅使河原 彰 狭山丘陵の自然と文化財を考える連絡会議 代表委員
鈴木 伸 鳩山野鳥の会 代表

関係機関 田中 寿 埼玉県 環境部 みどり自然課長

(代理：山下主幹)

成田 武志 埼玉県 県土整備部 道路政策課長

溝江 実 東日本高速道路株式会社 さいたま工事事務所長

後藤 敏行 国土交通省 大宮国道事務所長

事務局 国土交通省 大宮国道事務所

財団法人 道路環境研究所

項目	主な意見と事務局の回答等
資料-1 第9回検討委員会 議事録	<ul style="list-style-type: none"> ・特に問題はないというお話でした。よろしいでしょうか。そうしましたら、この議事録は承認ということにいたします。(■■■■委員■■■■)
資料-2 調査状況報告	<ul style="list-style-type: none"> ・各委員の皆様方には事前の御説明もあったかと思いますが、調査地Dで残念ながら失敗した以外はほとんどのところで繁殖が成功しているという内容ですが、今の説明に関して何か御質問、御意見がございませうでしょうか。よろしいですか。(■■■■委員■■■■)
資料-3 保護対策検討(案) 調査地A	<ul style="list-style-type: none"> ・私はもともと最初から側道については南側も北側もはっきり言って反対をしてきました。 ・1つは、沿道開発ということと、それから頻繁な通り抜けに利用されるということについては、北側についてはこういう形で1車線にしたということについては、私は事務局の努力を評価をしたいと思います。本来なら、私はやめるべきだろうというふうに思いますけれども、地元との調整ということで、その地元の調整についても私は改めて意見がありますけれども、それはまた後で言いたいと思います。ただ、やはりこういう形で努力していただいたことについては評価をしたいと思います。 ・ただ、緑道部分について、側道のわきの歩道ですね、緑地帯の歩道についての、あとは中身についてもう少し、将来きちんと具体的な案を提示して、チップ舗装にするとかいろいろあると思いますので、そのあたりを具体的に、まさかハードなものがべたっとくるのではないと思いますけれども、そのあたりは改めてどういう舗装にするかというのはきちんと出していただきたい。その上で改めて評価したいと思いますけれども。ただ、こういう形で努力していただいたことについては一定程度評価したい。 ・ただ、個人的に言えば、今もって、なぜここが必要なのかというものは疑問に思っていますけれども、そのことについては一応まだ疑問があるし、私は必要ではないという意見は変えるつもりはありませんけれども、御努力は評価したいと思います。(■■■■委員■■■■) ・ありがとうございます。ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。特に、北側の部分については、原案でよろしいということ。 ・いま、■■■■委員から御質問ありましたけれども、緑地帯を含めた歩道の空間については、これは具体的な形状というのはいつ頃明確になってくるのでしょうか。(■■■■委員■■■■) ・これは、将来的には自治体の管理がございませうので、その辺の調整が、そこまでは、幅員とかいう話になっておりまして、その材質、あと木の管理等の関係もございませうので、ここで「いつ」というわけにはなかなか、難しい問題かと思ひます。(瀬尾副所長) ・「緑地帯」というふうに記述されていますので、いろいろな形状があると思いますけれども、私のイメージとしては木本類がある程度の高さで入ってくるということをイメージするのですが、その辺の大ざっぱな構造というのはお持ちですか。いろいろ自治体との調整、維持管理されるということですから、あると思いますけれども。(■■■■委員■■■■) ・今までの議論からいけばそういったものが適切かと思ひます。ただ、

項目	主な意見と事務局の回答等
資料-3 保護対策検討(案) 調査地A	<p>将来管理者の市の意見も聞きながら……。オオタカ保護という観点では御理解いただいていますので。(瀬尾副所長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路施工時は当然、施工した後移管するはずですので、ですから基本的な工事内容をある程度提示した上で私は了としたいと思いますので、そうじゃないと、どういう形が出てくるかわからないというのでは嫌なので。せっかくこれだけの対策をしてきたのに意味が半減するといけませんので、具体的に市と協議した結果、こういう形での緑地帯と歩道にすると。その歩道部分について、やはりオオタカ対策あるいは環境保護にとって好ましくない中身であれば、やはりきちんと意見を言っていきたいというふうに思います。(■■■■委員) ・7ページのところに断面図がありまして、側道のところの間に緑地帯に木が植わってありますけれども、このイメージだと中低木でしょうか。この辺は、側道を使われる場合にオオタカにディスターブをかけないようにという機能性を持たせるといふ意図があると思いますけれども、その辺は大丈夫でしょうか。重ねて調整があるというお話ですが、(■■■■委員) ・移管するとしたら、植栽までしてから移管するんですよね、基本的には。まさか、市が植栽されるとすると、今までの国の事業では余り聞いたことがないので。ですから、当然高木植栽あるいは低木植栽等々は図面ができ上がって、それで協議すると思いますので、その図面をまず先にこちらにも提示して一定程度の了解を得ていただきたい。そうでないと、せっかくこういう形になったのに、あとはハードなもので歩道がつくられるということになりますと、せっかくの努力がやはり損なわれるということは問題だと思いますので。積極的に、私がかかわっている■■■■などはそういう歩道については自然に配慮したチップ舗装等々で歩道をつくっておりますので、当然そういうものを含めながらこの対策を考えてほしいということです。それを提示していただきたいということです。(■■■■委員) ・この側道に関しては、市も費用負担をしてもらいながらやっておりますので、その費用がまたかさむ話でございますので、相手方とまた調整しないと、ここでお約束するという、結論というのはなかなか…。また、御期待に添えない部分があったりすることもありますので、その辺は、相手側の話ですから。御意向というか、御意見があったことはその協議の中では話しますけれども。(瀬尾副所長) ・この費用負担というのは本体工事の一環でやられるということですか。私、よく存じ上げませんが。今、ちょっとお話が出た地元自治体も負担されるという。(■■■■委員) ・そうです。(瀬尾副所長)

項目	主な意見と事務局の回答等
資料-3 保護対策検討(案) 調査地A	<ul style="list-style-type: none"> ・私も、これは非常に画期的な事業になると思って。7ページの絵ですと、まだ側道などに道の上方が空になっていますね。植樹とその処置の仕方では緑のトンネルにしてしまうということは不可能ではない。御存じかもしれませんが、北京の空港から北京の町に入るまでの道路は3列の街路樹になって、それが天空を覆ってトンネルみたいになっているんです。 ・それから、ジュネーブはプラタナスを使っていますけれども、プラタナスの横枝を路面の上にとずっと延ばして、夏になって葉っぱがついたときには緑のトンネルみたいになる。 ・ところが、日本の植木屋さんは、そういう技はないんです。だから、枝が伸びるとすぐ剪定してしまうんです。 ・私の住んでいる横須賀という町が、前の市長がヤシ並木をつくるという、日本では他にないヤシ並木をつくって、片側3列ずつのヤシ並木をつくって、こんなヤシ並木は日本にないというか、ハワイの植民地的みたいなばかなことはやめろって言って、今度、幸い市長が代わったのですけれども、代わった市長がどっちを踏襲するか、すごい問題で。 ・いつも問題になっているのですけれども、街路樹がざっと緑いっぱいになってくると、うちの方では緑政課と申しまして、要するに都市公園的なセンスでばさばさに切ってしまうんです。なぜこんなに切るのか、せっかく生えたのと言うんですが、要するに緑に対する価値観が違う。 ・一方では、日本の造園などに罕平として抜きがたい手入れの思想というのがあって、枝が横に伸びてくるとするのは、要するに植木屋が墮落しているからだ、おまえらがサボっているからこういうことになるのだと。それこそ篤農は草を見ずして草を刈るというような調子ですね。ばかばか切ってしまうんです。いいかげんに街路樹の枝を切るのをやめなさいよと言っているんですけど。 ・私の町では今度、東京電力が全部電柱を埋設したものですから、せっかく埋設したのだから街路樹で緑のトンネルにしましょうと。そうすると、例えば葉っぱが落ちて、その葉っぱで車がスリップするとか、何とかかんとかいちゃもんをつけてくるんです。バキューム式の葉っぱの吸収機みたいなやつを回せばあつと言う間にきれいになるんですがね。そういう発想がない。 ・この側道の部分もこのくらいの幅員だったら、上手に横枝を左右から伸ばしていったら上空からオオタカが飛んだときに隠蔽できる側道をつくるのはそんな難しいことではない。そのためには植木屋さんの、道路屋さんの常識を少し改めなければいけない。ところがなかなか、やはり改めないんですね、ああいう植木屋さんというのは、罕平とした伝統があって。そのところを十分啓蒙なさせて、当局の指示に従わなかったら契約を破棄するぞぐらいのことを言ってやらないと、任せておいたらずたずたに切ります。横須賀では環境と緑政としようちゅうそれで喧嘩しているんです。 ・環境というのは、僕は環境の委員をやっているものですから質の高い緑をやれと言うんです。緑政の方は、とにかく枝は切らないと怠慢だというふうにしられるということで切ってしまうんです。 ・ここはそういう意味では日本で最初の試みで大変な、画期的なことなんだと、したがってあなた方、これが成功したらあなた方の御姓名は歴史に燦然と光り輝いて残りますぞとよいしょしてやってもらうくら

項目	主な意見と事務局の回答等
資料-3 保護対策検討(案) 調査地A	<p>いの啓蒙が必要ではないかな。任せておいたら危険です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それから、時間の経過によって緑を変えていくというのも1つで、大急ぎでおやりになるのだったら、例えばメタセコイヤはめちゃくちゃに早いです。メタセコイヤを植えて、まずある高さの緑を確保したら、その次にゆっくり生えてくるけれども、メタセコイヤよりは質のずっと高い木と樹種転換をしていくというような、そういう時間的な木の植え方による戦略でもって質の高い緑のトンネルをつくっていくということは難しいことではないと思う。 ・■■■■委員がおっしゃったように、私はチップで舗装するというのは大賛成でございます。(■■■■委員) ・ちなみに地元の調整というのはどの程度進まれているのですか。具体的な構造について。(■■■■委員■■■■) ・まず、2車線を1車線にするというお話は、今提示したやつですね。 ・今、■■■■委員が言った歩道の、通常の黒なのかチップなのかということまではまだお話ししてございません。(瀬尾副所長) ・歩道の構造についてはいいですけども、多分、心配されるのは緑地帯の植栽の構造だと思うんですけども、その辺についてはどの程度御議論されているのでしょうか。(■■■■委員■■■■) ・樹種とか何とかという話はこれからの話と考えておまして、やはりオオタカの生息環境というキーワードはあると思いますけれども。(瀬尾副所長) ・ですから、その計画をきちんと見せてください。せっかくここまで来て、最後の側道について全部お任せというのは、これは委員会としての責任放棄だと私は思いますので、側道の計画というのはここまで来たわけですから、具体的にどういう緑化計画なのか、それがオオタカの保護にふさわしくないということであれば、当然我々は意見を言いますし、この計画、やはり配慮した緑地帯であればそれはそのまま、よろしく願いしますということになるわけで、すべて、じゃあ後はお任せということになったら我々の委員会の責任放棄だと私は思いますので。具体的に一応、ここで皆さんの、委員の意見が——北側についてですよ——1車線、この計画で、私は個人的には異論ありますけれども、御努力を了とするという形で決めるとすれば、あとはやはり緑化計画、それから歩道をどういう舗装するかも含めてきちんと具体案を出していただいて、その上で我々が必要があれば意見を言うし、その場をきちんとつくってほしいということです。そこは保証してくれないとオーケーはできないということです。(■■■■委員) ・ちょっとよくわからないところが1つあるのですけれども、地元という話が先ほどあったのですが、地元というのは住んでいる周辺の人という意味ですか、それとも地元自治体のことですか。(■■■■委員) ・自治体です。(瀬尾副所長) ・そうすると、自治体としてはこの隣接する、去年も私言ったことがあるのですけれども、緑の基本計画というやつを当該市としてはどうい

項目	主な意見と事務局の回答等
資料-3 保護対策検討(案) 調査地A	<p>うふうに考えているのですか。そこがね、地元の人もちちゃんと守れよということがないと、せっかくこちらが苦勞したって「何だ」という話になってしまいますから、それを去年聞いたんですよね。当該市の緑の基本計画の中に入れるという話があったけれども、それはどうなっているのか。それによってこちらとしてもそれはいけないんじゃないか、道路をつくってはいけないとか、いろいろあるんだろうと思うんですよね。その辺はどういうふうになったんでしょうか。 (■■■■委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いかがでしょうか。きょうは地元の自治体の方はいらしていますか。 (■■■■委員■■■■) ・今日は来ていません。(瀬尾副所長) ・そうですか。委員会として責任を持って了解する上では1つ重要なポイントだと思いますので。(■■■■委員■■■■) ・断面的な構成、2車線を1車線にするということは評価いただいていると思います。あとは、内容というか、質ですか、その辺が。 (瀬尾副所長) ・そうですね。質にかかわる問題ですね。(■■■■委員■■■■) ・ここまでやったのだから何とか、という思いが。(瀬尾副所長) ・■■■■委員からの御指摘は、地元としてその辺が保証できるような位置づけになっているかどうかという御質問だと思うのですが、 (■■■■委員■■■■) ・委員のかなりの人は、本当に側道が必要なのかと思っているわけです。私どもは、そうかなというふうに思っているわけです。ところが、地元としては欲しいと言っている。 ・それから、地元の緑の基本計画との整合性をどうとった上で物を言っているのか。その辺のことをきちっといかないとよくわからないところがあるんです。御努力したことは評価するのですが、本当に地元がちゃんとしているのかなという、そういう心配があるじゃないですか。それは、南側も同じですよ。要するに、そこにオオタカが住み続けていけますかどうかということの基本になりますから。そういったことが大事で、当然この道路関係だけでは物が言えないわけで、地元自治体の決意はどうなんだというところが、やはり必要ですよ。(■■■■委員) ・■■■■委員と同じような。 ・林全体としてのもので、それを側道へ持ってくるには少し技術的な話がいろいろあるでしょうから、それは案ができてから見せていただければいいのではないかとこのように思いますが。(■■■■委員) ・今、地元ということで、地元自治体は■■■■になりますかね。私は地元というといつも地域の住民の方々を念頭に、若干意味が違うので

項目	主な意見と事務局の回答等
資料-3 保護対策検討(案) 調査地A	<p>すけれども。当然、[]が地元の自治体だということであれば、今、[]委員が意見を述べたような形で緑の基本計画なり[]のまちづくり何なりとの整合がどうなっているのかということは、やはり裏づけとしては必要だと思います。その辺のところは調べるなり、あるいは関連事項を確認して、やはり示していただくのがいいのかなと。([]委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ そうしましたら、北側の構造について、断面構造についてですが、2車線を1車線にして緑地帯と歩道を構成していただくというところまでは委員会として了解をしたと。その上で、緑地帯については地元の基本的な考え方はどうなっているかということと整合性がとられているかどうかの確認。 ・ それから具体的な、細かい樹種まではいいですけれども、イメージとしてどのような緑地帯になるかということをちょっとお考えいただきたいと思いますけれども、よろしいですか。([]委員) ・ 企画段階では、やはり樹種まで決めていきますよ。([]委員) ・ そうですね。([]委員) ・ そうすると、高木と低木がどうあれしていくかということで全体的に環境がどう守れるかということまで検討していますから、ちょっと樹種までは決めないと。([]委員) ・ 現段階ではそういう詰めはされていないわけですよ。その辺の答えが得られないとすれば、ちょっとそこはペンディングにならざるを得ないかなというふうに思います。 ・ それでは、南側あるいはカルバート構造で横断している部分ですとか、その辺についての御意見をお出してください。([]委員) ・ ちょっと、私、体調が悪いので文書にしてきたので、意見書ではなくてメモぐらいに考えておいていただいて結構なのですが、今までのを全部整理してありますので。 ・ 意見書なんて堅苦しくなくて、メモぐらいに考えておいていただいていいのですけれども、ちょっと先ほど言いましたように体調が悪いものですから、なかなか自分の考えが支離滅裂になっていますのでメモにしてみました。 ・ 1つは、側道問題について地権者とのいろいろな協議と言いましたけれども、これについては、私は最初に側道問題の本質ということで、この委員会でも、それから事務局との話し合いの席でも完全に論破したはず。本来であればオオタカが確認された段階でこの道路用地、まだ買収計画に入っていなかったわけですから、当然これを検討の中に入れながらやれば側道問題なんて最初から協議の対象にならなかったらというふうに思いますけれども、それについては改めてかつて配った資料を、側道問題の本質、これは前に皆さんに配っていますので、また後で見たいと思います。 ・ 今日、私、ちょっと意見をまとめてみました。やはり、北側については先ほども言いましたけれども、私は本来必要ないと思いますけれども、事務局の御努力を多とするということですから、南側につい

項目	主な意見と事務局の回答等
資料-3 保護対策検討(案) 調査地A	<p>ては相変わらず計画が全く今回、北側の道路幅に合わせた形で車道部分が若干幅が狭まった意外は全く変わっていないということです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問題は、要するに機能補償ということになりますと、道路の接続が不可能になった地点ですね、これについて機能補償をすれば本来十分なはずですよ。そうすると、私、面積を計算したら十分に、11ページをちょっと見てほしいのですけれども、この圏央道に伴って土地が道路と接続しなかった部分についてオレンジで6、7、8、9というふうに書いているということですよけれども、具体的に本来機能補償ということであればこの部分を補償していくということですよ。そうすると、これ全部の歩道を計算しましたら側道として購入する部分を考えれば、この部分を買えば十分機能補償はできるということですよ。そうすればオオタカの保護対策からいけば、逆にこの部分が緑地となった方がよほど保護対策上、私はいいだらうと。ですから、地元の解釈とか、地元の地権者との調整といいますけれども、用地買収の段階でオオタカが生息していたのは確定していたわけですよ、これは事務局もそういうことで確認しておりますので、当然、私は機能補償というものを優先的に考えていけば、これは十分この部分の土地を担保してやれば可能だらうと。その方がオオタカの保護対策にとってもいいだらうと。 ・問題は、この側道ができたらどういうことになるか。これが一番頭が痛いのです。これは、側道の本質の裏にも書いてありますように、道路というのは沿道開発を誘致すると。しかも、沿道開発というのはただ単にコンビニができたり、郊外レストランができたりということではなくて、残土置き場とか資材置き場、そういうところになるということですよ。ここは、明らかに残土処分場としてこの道路は利用されるということ、これはもう火を見るより明らかですよ。 ・具体的に言えば、6ページを見てほしいと思います。調査地Aの保護対策イメージ案ということですよ。ここの圏央道の下に3.5mの幅員の道路があるのですけれども、その道路の両サイドを見てほしいと思います。特に、残土処分地と見ていただければ、道路に沿ってうなぎの寝床のように残土の処分地、今、残土の処分地はただ単に残土だけではなくてアスベストとかいろいろなものが捨てられて今問題になっておりますけれども、あるいはこういう■■■■あるいは資材置き場と。こういう形で開発されるということは、もう火を見るより明らかなのですよ。そうすると、今回の側道の北側については緑地として保護する、それから■■■■がある、それから今度は緑道等々で側道を分断するというので、将来にわたって沿道開発というのは抑止できたということで私は評価をしているわけですよけれども、南側部分については全くそういう保証がないということですよ。 ・ここは、広範囲にわたって残土捨て場になったときに、私が一番懸念しているのは、せつかく本道あるいは北側の側道、それから周辺地域で緑地を買収してオオタカの保護対策を進めていながら最後の側道部分の大きな開発、残土処分地等々で壊されることによって、このオオタカの生息に非常に大きな影響が出る。そうすると、我々は何のための対策かというふうに思います。 ・それで、前回事務局が来たときに、私はまず南側については側道は反対と。 ・それから、側道と民地の部分に何らかの遮へい物をつくったらどうかと、緑地も含めてですよ。そうしたら、最初、事務局はそんなのは無理だというような話だったのですけれども。

項目	主な意見と事務局の回答等
資料-3 保護対策検討(案) 調査地A	<ul style="list-style-type: none"> ・それで私、何となく昔の資料を、何かそんな図があるような気がして調べ直しました。 ・私、またちょっと事務局に不信感を持ってしまったのですけれども、私のこの意見書と——メモとしておいていただいていたと思うのですけれども——ちょっと見て欲しいのですが、第4回委員会資料のときには側道という形であって、その南側に全く緑地帯がなかったのですけれども、この時点では私がる側道については強い反対意見を出して、特に沿道開発がこの周辺の環境を損なうということでもかなりきつい、言葉は悪いのですけれども、きつい反対をしたというふうに記憶をしておりますし、第4回前後の議事録を見ていただければわかると思います。 ・その意見を踏まえて、実は第5回の委員会資料には明らかに緑地縁辺部を保護植栽するというので、側道の南側、道路用地側に樹林を植栽している図が掲載されて、これが第5回の委員会資料として提示されて、これがある面では私は確認していた。それが記憶にあったのです。それで、こういうのがありながら全く何の説明もなく、今回、第10回の委員会資料には側道の南側に林縁部保護植栽とありながら、これを明らかに他人の土地に植栽をする。第5回の、明確に林縁部として道路用地内にしたものがこういう形で図面が変更されている。これについては委員長に変更されたことの説明があったのかどうか。 ・あわせて私はちょっと不信感を持ったのは、その側道の部分、第5回を見てほしいと思いますけれども、本線にわたって法面をつけた、何となく環境にやさしいような感じに見えて、前のはきちんと護岸しているところはオオタカの保護から見れば、実は第5回の資料は高木植栽を余分にできる。ところが、第10回の資料は明らかに高木植栽の本数も図面上も減っている、面積が少なくなるから当然減っているということなのですけれども。私、こういう資料の作り方というのは何回も前にも言っているのですけれども、非常に不信感を呼ぶんです。しかも、見過ごしてしまったら、これで決定されるわけで、「おまえ、見てなかったんじゃないか」と。 ・この間、説明を受けて側道については何回も賛成できないと、もっと検討してほしいと、そのときでも言いましたけれども。その後、今日の資料を見て、何となく前とイメージが違うなと思って、古い資料を引っ張り出したらこういう状況になっているということです。ですから、はっきり言いますけれども、第5回の委員会資料のような形で側道の南側、道路部分に植栽をしていただければ、まだまだ沿道開発は阻止できますので。やはり、沿道開発ができないような対策を立てない限り、私はこの側道については絶対反対ということを目指したいと思います。 ・細かなことについては、ここにメモしてありますので読んでいただきたいということです。 ・もう一つ、私が不信感を持ったのは、あわせて緑の再生区域の公有地化対策。この間、事務局が来たときに、この点についてはまだ全くやっていないと。これは、最初からオオタカ保護対策委員会の目玉として事務局が提案してきたことですので、少なくともこの部分についても公有地化を積極的に進めているというのが私は話の筋だろうと。しかも、道路工事を急ぐのであれば、幾つかの資料には、この道路で壊される土地を、その覆っていた土で緑地の再生の表土として使うということ等々書いてあるわけですので、当然緑の再生区域の公有地化が

項目	主な意見と事務局の回答等
資料-3 保護対策検討(案) 調査地A	<p>ある程度進んでいないと、工事があっても当然入れないわけですので、そういう全体の緑の進行についても非常に疑問を感じています。それについては、また後で言いたいと思いますけれども、特に側道の部分についてはこういう形で第5回の委員会資料にある形で、もう一度第10回の資料をつくり直してきていただきたいと。その上で協議をしたいと思います。(■■■■委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今の■■■■委員の御意見ですが、事務局では特に第5回とそれ以降での断面の絵の違いについてちょっと御説明いただけますか。——私もうっかりしていて、記憶力が悪いものですから、その辺の違いは把握しておりませんでした。(■■■■委員) ・今回の地元住民の方々に御説明を差し上げた際に、道路につきましては市道となるということで、その市道の管理の考え方から極力面積が少なく管理しやすい形でという御意向もありまして、外側に寄せさせていただいた次第でございます。 その上で、その後、いわゆる既存樹林の植栽という、林縁部保護植栽という形のもので既存樹林を活用した形での樹林の確保という形になりますので、若干、今回の資料はこの部分が表現を変えなければならなかったのですが、そちらの方が事務局の方で資料の修正をさせていただいてなかったという形でございます。(小林課長) ・私、実は一昨日これを見つけて、それからいらいらして資料をつくって、何回もこういうことがこの委員会であるものですから、あれですけども。この図面、第5回の委員会の図面は、これはこれで第4回までの議論を踏まえて、私がる側道については沿道開発を誘引すると、それが道路の開発というのは道路だけではないんですよと、常に沿道開発という問題があって、それが道路部分よりも逆に環境破壊をするということが多いと。それはなぜかということ、道路部分についてこうやって環境保護対策をやっているわけですから、ある程度環境の劣化とか、それからここではオオタカの保護対策について議論をしながら進められるわけですから。ところが、沿道開発については特に残土処分、あるいは先ほど示したような形での資材置き場。 ・もう一度見てほしいと思いますけれども。ちょっと胃が痛くて申しわけないのですけれども、胃が痛いというのは、この図面を見て私は胃が痛くなったのですけれども、3ページを見てもらいまして、この既存の道路部分、南側に圏央道のこのA地区の南側にある3.5mの幅員の道路は明らかに道路によって残土処分地がこういうなごの寝床のように、一番道路に接した部分で開発されるということですね。これは、もう目に見えてこういうことが起こって。ですから、今度の調査地Aの側道部分については、側道をつくったらこういうことになりますということを絵に描いたようなものなのです。これを我々は防がないと、せつかくのオオタカの保護対策にならない。そのことを私は毎回の委員会で主張してきたわけですので、その中で先ほどの資料のように第4回の委員会の後、第5回の委員会でこういう形で林縁部保護植栽、既存樹林地の林内保護を目的に林縁部の在来種による中低木を植栽する。そして、それを明確に、この圏央道の道路用地内にやるというのがこの図面ですので。この図面を提示されて、これでも私は側道について反対していたわけですけども、少なくともこの対策は何らこの委員会で変更されていないわけですから、少なくともこの第

項目	主な意見と事務局の回答等
資料-3 保護対策検討(案) 調査地A	<p>10回の委員会は、これを前提にしないと非常におかしい。そうすると、今までの委員会は何をやっていたのか、我々の議論は何かということにつながってきますので、そういうことで私も事務局のいる前で見つければよかったのですけれども、帰った後、何となく前にこんな図面があったなというのを思い出しながらやっと見つけたということですので、やはりこの部分でもう一度、この側道部分について、計画をやり直していただきたいと。その中で先ほどの機能補償ということから言えば、私は側道は要らないのではないかとということも含めて主張したいと思います。(■■■■委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確認できればですけれども、第5回の資料以降、10回までになっていますけれども、何回の時点でこれは変わったのですか。今の御説明だと管理の問題から地元もなかなか合意が得られないようなお話でしたけれども。(■■■■委員) ・まず、今回のこの資料の中で道路内の植栽が外側に出ているというような形のもの、前回の委員会の資料としましては道路内というような表現になってございます。若干、絵柄は違いますが、第5回の資料と同じ形になってございますので、今回からこのような形に変わっています。(小林課長) ・事前に御説明がなかったのですけれども、重要なポイントではないかなと感じますが。それは、今の御説明のように地元からの要請があったということですか。(■■■■委員) ・はい。地元の方から、いわゆる市道を管理する際に管理コスト等がかかるという趣旨から市道の幅員としては最低限という形での整備をするということで側道そのものを外側に寄せるような形で地元説明の際に要望されております。(小林課長) ・林縁部の保護植栽は以前からの案の中で、第4回のときはなかったですけれども、それ以降はメニューとして考えられていたということですね、これは。今回からその植栽の位置が道路用地の外側になったということですね、事実関係としては。(■■■■委員) ・そうです。(小林課長) ・ちょっと話が変わるかもしれませんが、側道をつくったがゆえに好ましくない状況が起きる可能性を秘めているという部分について、オオタカの保全を頭に置いたときに、そのことについてどういふうに我々は考えるべきかというところを各委員に伺いたいと思いますが。(■■■■委員) ・北側の林の保全と同じように緑の保全計画みたいな市町村のあれで、本当は全体を買い上げてくださるといいと思いますけれども、緑の保全計画と整合性をとっていただいて、ここも市町村の南側の林全体も一緒に考えてほしいというところが■■■■委員が始められるその前の段階のあれではないかと。それが確認できれば相当進歩だろうと思いますが。(■■■■委員)

項目	主な意見と事務局の回答等
資料-3 保護対策検討(案) 調査地A	<ul style="list-style-type: none"> ・ いろいろな価値観がありますので、私たちはオオタカを守るという前提で、そういう立場でものを考えておりますけれども、地元の人たちにとっては生活道路云々というのは、これは一種の錦の御旗みたいなものですね。たまたま御指摘のようにこのところへ残土処分とか資材置き場、かなりオオタカにとってはマイナス的要素の場が盛り込まれていて、市道がそれにうまく使われる可能性がある。使われたら非常に大きなマイナスな要素が吹き上がってくるというのが■■■■委員の御指摘ですよ。もっともだとは思いますが、この残土処分地だとか資材置き場という、こういうあり方をむしろ変えてしまって、市道が通ることによって環境保全にむしろプラスになるようなあり方というのを考えなければいけない。今、これを見ても環境省の基準値の200mのところにはひっかかっているんですよ。道路がもし、巣があるとすれば、非常にこういう我々にとって大事な場所に残土処分だとか資材置き場という非常に粗っぽい作業といいますか、そういうものをドカンと置いてくること自身が大きな課題だ。これは、特に地元の行政当局にまじめに考えていただきたい問題だと思います。(■■■■委員) ・ 私もうっかりしていて5回がこうなっていたとは知りませんでした。 ・ 1つお伺いしたいのですが、地元というのはつまり市の行政のことですね、人々ではないんですね、市なのですね。(■■■■委員) ・ 地元の自治体もそうですし、地元の住民の方々に説明したときに——。(小林課長) ・ 地元の方々がいろいろな意見があることはもちろん知っているんですよ。結果として市としてはどういうことを言っているのかという、そこがこちらとしては一番重く見たいじゃないですか。ですから、市に地元の説明会、市に出した資料というのはどちらの資料が出ているんですか。第5回の方が出ているんですか、それとも10回の出ているんですか。(■■■■委員) ・ 第9回までは、一応はこのままです。ちょっと絵は違っていますが、側道の中に樹林地があって、第5回の資料は9回までと同じです。図が樹木の形が違ったりしますけれども。(■■■■委員) ・ 地元説明に出したのは、ここで言う■■■■委員が今見せてくれた第5回のこれが出ているわけですか。(■■■■委員) ・ 地元説明会におきましては、市道を外側から挟める、いわゆる第5回に近い絵で地元の方に提示をさせていただいております、当初ですね。(小林課長) ・ 今、それはありますか。(■■■■委員■■■■) ・ 今はないですね。 ・ 地元説明会をやった中で、地元の方々、または自治体の方から市道の管理上、外側にそういった土地を残さずに道路を外側につける形で整備をしてもらいたいという意見をいただいております。(小林課長)

項目	主な意見と事務局の回答等
資料-3 保護対策検討(案) 調査地A	<ul style="list-style-type: none"> ・結果としてはそうなんだけれども、出した資料は第5回のものでそのまま出ているのでその説明をしていけば、それはある程度わからなくもないのだが、その資料が違っていたらね。(■■■委員) ・当初は、第5回と同様の資料で。(小林課長) ・当初ではなくて、今回のこの第10回の前の地元説明会に出した資料はどのような資料が出ているのですか、この部分は。(■■■委員) ・平面図で出してございまして、外側にこういった形で樹木を植える、緑地があるような形での地元説明を当初は行っております。(小林課長) ・よくわからないな。当初ではなくて、前回のこの10回に一番近い地元説明会では第5回の委員会と同じ資料が出ていないのですか、出ているのですか。(■■■委員) ・説明会のときには第5回と同じ形での図面を提示させていただきました。それを提示したところ、地元の方々から道路を外側に土地を余らすのではなくて民地側につけた形で、それはいわゆる余分な土地を市の方も管理していくのが、市の方もお金がかかるのでということで外側に寄せた経緯がございます。(小林課長) ・そうするとよくわからない話ですよ。県のオオタカの指針があって、本来ここでは道路をつくってはいけないぐらいの話の場所でしょう。当然、市としても緑の基本計画の中で位置づけて、どう道路と整合性をとるのかということは当然市の中で議論しなければならない問題ですよ。そういう結果を踏まえて、市が緑化をしてあげますよ、いいえ、要りませんよ、もっと狭めてくれて本当に言うのかなという、よくわからないのですがね、それが。(■■■委員) ・今の御説明だと地元の協議の際には平面図をお見せしたということですか。(■■■委員■) ・はい。(小林課長) ・この断面図ではない。(■■■委員■) ・これと同じような断面図も提示はしてございます。(小林課長) ・断面図と平面図をお見せして、地元自治体と地元の地権者の方は道路内に植栽されるのは困るというふうに言われているわけですか。(■■■委員■) ・その間に余分な土地があるということになると、その草を刈ったり、そういったコストも非常にかかるので、その部分というのは道路として使えない土地ですので外側に道路を寄せて、そういった土地をなくしてほしいというような意見をいただいております。(小林課長)

項目	主な意見と事務局の回答等
資料-3 保護対策検討(案) 調査地A	<ul style="list-style-type: none"> ・ ちょっとわかりかねる部分があるのですが（■■■■委員■■■■） ・ 地元説明会の資料を次回提出してもらったかどうか。それを見ないで議論するのもおかしいですから。本来は持ってくるのが普通ですよ、説明会の資料はね。（■■■■委員■■■■） ・ まだよく理解できていないので、申しわけありません。ただ、一番最近の地元あるいは自治体への説明のときには5回までの資料を、平面図を出されたと。（■■■■委員■■■■） ・ 5回のときの資料の考え方と同じような形で、いわゆる官民境界があって、この波線があって一部緑地があって道路があるという形での平面図、断面図を提示しています。（小林課長） ・ そこで、10回で出てきたのがこの資料なわけですね。（■■■■委員■■■■） ・ はい。（小林課長） ・ そうすると、資料の書き方が違えば当然ここでこういう違いが発生しましたということの御説明があつてしかるべきだと思うのですが、その御説明はありませんでした。そうすると、5回目と10回目の資料にはどういう違いがあつたのでしょうかと、分からないなりに疑問が出るのです。そのところを分かるようにしていただくのが大事なと思うのですが、というのが私の意見です。（■■■■委員■■■■） ・ 私、地元で保護運動をやっておりますので、地元市町村、環境問題については特に■■■■さん、それから■■■■さんも、私、第5回の委員会の議事録を見ても、平成16年3月10日ですね、ここでも「今後、緑地の保全問題について環境配慮の観点から緑地保全に取り組む予定である。■■■■」。それから、「当面、対応可能な樹林地保全策は地権者の協力を得て保全樹林にしていくことと考えている。■■■■」。この発言から1年半はたっているのですが、申しわけないので、■■■■、それから■■■■等々の地元保護団体に聞いても、これは環境保護対策の議事を始めているということは一切聞いておりません。やっているのであれば説明をしていただきたいと思えます。 ・ それで、るる言っていることは、この環境は大事だということは■■■■も■■■■も認めているわけです。そうしたら、側道に沿って樹林地をつくったということは環境保護対策上プラスであつて決してマイナスではないわけですから、■■■■、■■■■のこの地区の緑地の考え方も整合するわけです。道路部分に樹林地があるから後の管理がしづらいから、それは全部道路側に寄せてくれと。これで本当に環境保護を考えている自治体なのかと。そして、それを「ああそうですか」と、第5回の委員会、何回も言いますが、私はずっと側道反対で強い意見を出した中でこういう形で側道部分の道路と民地の樹林地の間に緑地帯をつくったわけですから、当然、環境保護対策、オオタ力保護対策からはこれを後退させるということならば、まずこの委員会です承を得なければおかしいことですし、それから地元の自治体が道路の管理上できるだけということをやったら、これは大宮国道さんが今まで■■■■さんや■■■■さんが言っている主張と違うでしょう

項目	主な意見と事務局の回答等
資料-3 保護対策検討(案) 調査地A	<p>と、ここは大事な緑だということは認識していると、それは間違いのないわけですから。そうしたら、当然こういう道路の側道に沿って、こういう形で樹林帯をつくってくれるということは地元の自治体にとってプラスなはずでマイナスなどないわけですから。それを、私は非常に履き違えているというふうに思います。そういう点では、こういうあたりをきちんとしない限り、私は何のための委員会かと。本当に胃が痛いのはこの資料を見つけてからです。本当に申し訳ないのですけれども、また腹が立っているんです。いろいろここであって、中の図面が変わっていること、これが全部、必要があれば今までのものを出しますけれども、いろんなことで図面が変わってきている。しかも、非常に大事な環境対策で大事なことがこういう形で図面が変わっているということ、これは不信感どころではなくて、私は委員会の議事をないがしろにしているというふうに思いますので、そういう点では第5回～第9回までの側道に沿った樹林地、それでも私は側道については、先ほども言いましたけれども、図面が出てきたらやはり反対の議論はしますけれども、少なくともこういう図面の出し方はやめていただきたい。(■■■■委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一通り委員の皆さんの御意見を伺いました、 ・1つは、地元の自治体がここをどういうふうに位置づけているか。その位置づけに対してオオタカの保護の問題はどう整合性を持っているかということの御確認を次回までにしていただきたいということと、それから9回から10回に入ったときに断面構造、部分的に変更があった、その背景を、今、■■■■委員からも御指摘ありましたけれども、きちんとした御説明をいただきたいという、主にその2点を宿題にしたいと思います。ここでさらに議論しても、多分水掛け論になったり、生産的な話になりそうもないので。頭をすっきりしてきたのですけれども、どうもそういうことで南側についてはとりあえずよろしいでしょうか。(■■■■委員) ・委員長、やはり図面が変わるときには、そのための説明なんですから、そういう形は不親切ですね。委員をですね、ばかにしていると思いますよ。(■■■■委員) ・事前説明でも私も見逃しておりましたので、そういうことがないようにくれぐれもよろしくお願いします。 ・それから、もう1点御指摘があった公有地化して自然の質を維持するという部分については、今まで長い間、具体的な内容が詰められていないという点について、どのように御回答されますか。お願いします。(■■■■委員) ・公有地化をする件につきましては、保護対策としまして、検討委員会での経緯も含めて自治体の方には説明をさせていただいております。その上で、今回、この調査地Aにつきましては、保護対策がまだ検討中という位置づけもございます。そういった中で全体の保護対策が見えてから、その保護対策を踏まえまして地元の方々に十分その必要性等を説明しながら公有地化を図っていきたいというふうに考えてございます。(小林課長) ・これは、図面上に、例えば6ページのところ、少し濃い緑で樹林の形成場所と明記されておりますけれども、位置関係に関してはこれをき

項目	主な意見と事務局の回答等
資料-3 保護対策検討(案) 調査地A	<p>ちんと進めるということなわけですね。確認ですけれども。 (■■■■委員■■■■)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濃い色の樹林等の形成というふうに書いてあるところを基本として自治体と調整をしていきたいと思って思います。(小林課長) ・調整というのは買収していくと。(■■■■委員■■■■) ・買収をしていくということです。公有地化というような形です。(小林課長) ・私はここの部分は、やはり大宮国道事務所さんがかなり保護対策の目玉として最初から位置づけてきたところですよ。道路についてはほとんど買収が進んで、ここについては皆さん、委員も積極的に評価して保護対策上これについては皆大賛成をしたところですから、当然土地の買収というのは道路用地と同じように大変な問題が絡んでいるわけですから、私はこれは当然環境保護を優先する道路であればもっと積極的にやっていくべきことだろうというふうに思います。その点では早急に買収交渉に入ってほしいということ、それから前にも言いましたように、道路部分の表土をこの周りの環境対策に使うということは事務局が説明しているわけですから、当然ここの緑地の再生等々に圏央道の道路部分での表土を使うということになったら、やはりある程度公有地化が進んでいないとそういうことはできないわけですから、道路工事優先ではなくて環境保護対策が優先だというふうに位置づけて頑張ってもらいたいというふうに思います。(■■■■委員■■■■) ・この緑の濃いところの公有地化は何パーセントぐらい進んでいるのですか、今は。(■■■■委員■■■■) ・今現在、全体の調査地Aにおける保護対策の方が決まりましたから地元の方と調整をして公有地化に入っていきたい。(小林課長) ・まだ全然買っていないのか。(■■■■委員■■■■) ・まだ買ってございません。(小林課長) ・本当に買えるのか。(■■■■委員■■■■) ・地元自治体の方とは調整をさせていただいておまして、公有地化させていただけるように今後、交渉をしていきたいというふうに考えています。(小林課長) ・いつ頃、目途がつくのですか、それは。(■■■■委員■■■■) ・地元の方も側道の問題もございまして、まず側道の方の保護対策等がある程度固めてからというふうに私どもは考えておまして、まず今回の委員会の後に地元の方と調整をして地元に入っていきたいというふうに考えてございました。(小林課長)

項目	主な意見と事務局の回答等
資料-3 保護対策検討(案) 調査地A	<ul style="list-style-type: none"> <p>・それは逆ではないかな。こっちを先に進めて 確保しておいてから側道対策をやるのならわかるのだけれども、そういう話では根本から違ってしまうのでね。圏央道を通すことはいいよと、その1つの理由がここの土地を買って保全するというのは大変先駆的なことだと、それを評価して事前にオーケーを出している話なんですよ、当初。当然、これはもう買うという前提で私どもは話しているんですよ。当然、その道路用地を買うと同じようにここは土地買収を進めなければいけない場所ですよ、約束ですよ、これは。もし、それができないというのならすべてがノーになるんですよ、これは。話の前提が違うんです。物すごい重要なところなんです、これは。そういう先駆的な取り決めをするから、じゃあしようがないかなと。本当は県の指針で行けば道路はできない場所なんだよね。それをあえて、日本では先駆的なことだからしようがないからということで、断腸の思いで我々としては認めている話で、ここのところの保全をきちんとしてもらわなければ、それは話は前に進めませんよ、それは。(■■■■委員)</p> <p>・いかがですか。かなり前に、これを前提にというお話で進んできたわけですがけれども、その辺について、手当はまだだということですか。(■■■■委員)</p> <p>・地元自治体とは進め方についてお話をさせてもらっておりますが、具体的に地元の方に入っていくのは保護対策の方が一通り方向性が見えてから、オオタカの保護の必要性等も御説明しながら入っていきたいというふうに考えてございます。(小林課長)</p> <p>・先ほど■■■■委員が言いましたように、これがかなり大きなインパクトがあって我々はある程度この道路について通すということを議論したはずなんですよ。これは、当然もう用地買収、交渉はある程度進んでいると思って、この間聞いたら全く進んでいないということで、本当に何を考えているのかというふうに思うほど。だから本当にオオタカ保護対策なんていうのは名目だけじゃないかと言いたくなるような感じ方なんですよ。それで今回わざわざメモしたんです、忘れてはいけないと思って。やはり、これはもうこの部分については最優先に公有地化をしていくと。だから、道路はあくまでも、これが公有地化されなかったら当然道路なんか工事の前提もないわけですから、それはもう議論の最初から見ればわかるわけですから。そうすると、道路を急いでいるのだったら、なぜこっちの買収もきちんとやらないのかという、側道問題は関係ないじゃないですか、ここの部分については。大勢できちんと合意されたことなのですから。だから、これで、くぎを刺しておきますけれども、この用地買収交渉が遅れたからといって道路工事が遅れたことの原因にしないでください。これはきつく言うておきますので。これは議事録にメモを取っておいてください。(■■■■委員)</p> <p>・■■■■委員、今の問題はいかがですか。(■■■■委員)</p> <p>・何もありません。皆さんのおっしゃるとおりだと思います。(■■■■委員)</p> <p>・どうでしょうか。どういう段取りで、大ざっぱにいつ頃までにどういことができるかというのを整理できますか。(■■■■委員)</p>

項目	主な意見と事務局の回答等
資料-3 保護対策検討(案) 調査地A	<ul style="list-style-type: none"> ・進め方につきまして、地元の自治体の方の協力がどうしても用地の交渉ということになりますので、そこは不可欠になります。ですので、この場でスケジュールを、いつまでに何をするというようなことを私どもの一存で申し上げることができないのですが、早急に帰って地元自治体と調整をしたいというふうに考えてございます。(小林課長) ・そうしましたら、先ほどの議論もそうですけれども、ここの部分についても次回までにある程度整理をして御回答いただきたいと、そういう準備をよろしくお願いします。そういう整理でよろしいでしょうか。 ・そうしましたらAについては主な点、御議論がまとめまでいったと思います。積み残しがそれぞれありましたけれども、以上といたします。Aについてですが、よろしいですか。(委員)
資料-3 保護対策検討(案) 調査地D・E	<ul style="list-style-type: none"> ・そうしましたら、次にD・Eの部分についての保護対策。これは営巣中心域が仮設定ですので、まずそこから御確認いただいとということになると思います。 ・先ほど、資料の御説明の中で絵を御提示いただけたと思いますが、問題はDとEの関係で、Eについては平成14、15年に繁殖行動が見られたけれども失敗した。その後、Dの方に移って1回、昨年成功して、今年は営巣途中で崩落して失敗してしまったと。完璧な2営巣期の調査ではないですけれども、一応2年間のデータを追った、得ているというような条件です。 ・事務局の原案としては、私の背中のところに掲げてありますように飛翔軌跡も含めてもろもろの行動を取り囲み、しかもそれに関連する樹林を一通りくくっている、その範囲が営巣中心域という御提案ですけれども、この営巣中心域の案についてはいかがでしょうか。御意見を一通り伺います。 ・委員、いかがですか。明確にはわかりませんが、DとE関係で今の状況から考えればこの案としてはDを重視して、それに対応して考えていくという基本的なスタンスだと思いますけれども、その辺も含めて御意見いただきたいと思います。 ・もし、すぐというお話ではなければ委員、お考えいただいて。(委員) ・私はちょっと、この間の説明のときにも危惧をしたのですけれども、DとEの関係ですよね。今回の2年間の営巣調査でいえば当然、今回のくくりというのはまあ根拠のあるくくりだろうというふうに思っていますけれども、道路によってある程度環境が、保護対策をしたとしても現況よりは悪くなるのは当然だと思うのです。そのときにかつて営巣したところというのは、その補償、代替の補償になるとすれば、私はこのあたりを少し積極的にこの委員会としては少し向こうの緑地部分まで広げられないかというのが私の個人的な考え方です。(委員) ・それは、例えば道路構造を考えるとときにEの近くもそれなりというお考えがあつてですか。(委員) ・はい。水田の向こう側の樹林地までくくった方がいいのではない

項目	主な意見と事務局の回答等
資料-3 保護対策検討(案) 調査地D・E	<p>かという気がします。(■■■■委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1つは道路の上にグリーンネットというやつが。(■■■■委員) ・ 営巣中心域の設定についてです。(■■■■委員) ・ やはり、できればもうちょっと先まで延ばした方がいいのかなという、そういう感じはいたしますね。(■■■■委員) ・ マニュアルに従えば2営巣期でその行動に基づいて科学的に判断するというふうにされていますけれども、この点線の赤のくくりそのものはいかがですか。(■■■■委員) ・ そのくくりですね。(■■■■委員) ・ はい。営巣中心域、まだ案ですので特定はしていません。一応、先ほど申しましたように、それぞれの諸行動はこの中に収まっているということですが。(■■■■委員) ・ でも、こっちへ移る可能性があると思うんだよね。散々やっけてこっちへ移ったわけですから、本当はもっとこっちも入れた方がいいのではないかという感じはしますけれどもね。(■■■■委員) ・ 巣の位置というか、営巣の拠点が巣の位置になるわけですから、それで考えていますが、例えばこのオオタカは10万円なら10万円の予算で現在の生活を営んで、ところが道路ができたためにその予算が7万5千円になってしまった。すると、とてもここでは生活できないとなれば、当然ほかの場所に移るだろう。そうでなくても、どうもオオタカというのは自分の行動域の中に偽巣というのですか、「にせの巣」というふうに今まで言われていたのですけれども、予備巣といった方がいいくらい使わない巣があって、時々ひよいとそっちに移るような事態がある。何でもない状態でもそういう、我々には考え及ばないような変化がしばしば見られる。ましてや、非常に高利用域になっているこのDのところで道路の施工が始まったときに、ヒナを育てる巣の位置としては不相当だとオオタカが認識したらどこかへ移るだろうと思います。そのときに、オオタカは巣だけで生活しているわけではありません。餌を取る場所、餌の量、それからその餌を見張るパーキングといいます、止まり場所、それからオオタカの場合には捕まえた餌を解体するクッキングの場と、こういった要素が繁殖全体に絡まってきますので、巣だけが繁殖のすべてではない。そういうことだと、仮にここに道路が通ることによって10万円の予算が7万5千円になってしまったとすれば、その欠けた2万5千円をどういう形で補てんするかというのが私どもの立場ではないかな。事の成り行きに任せておいたら、こんなすぐ近くに車が通れば最初はやめるのが常識だと思います。それをやめさせないようにするためには、このエリアにオオタカが生活できるようなほかの条件を担保してやるということが私どもの立場ではないかな。そう考えます。(■■■■委員) ・ どういうふうに話をしているかな。Dの話はこういう進め方をしているので結構だと思いますけれども、Eの位置づけについて、どんなふ

項目	主な意見と事務局の回答等
資料-3 保護対策検討(案) 調査地D・E	<p>うに確認をすればいいのかなというのがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ DとEは違うやつですか。(■■■■委員) ・ Dというのは、今回のこの、19ページの資料の中で赤い星で示させていただいたものでございます。 ・ Eというのは圏央道の北側にあります■■■■地区の営巣地でございます。この関係につきまして、この個体がというお話だと思うのですが、そこにつきましては調査を担当しております■■■■の方から。(小林課長) ・ オオタカの現地調査を担当しております■■■■です。今、御質問ございましたDとEの関係なのですけれども、Dについては圏央道の隣接市の南側になっているわけなのですけれども、Eにつきましてはこの図面のもうちょっと上の方、北に位置しております、この場所については過去4年間の中で繁殖期に頻繁に出現する状況ではあるのですけれども、営巣には至っていないというふうなことがあります。そのペア関係についてはD・Eと同じペア、1ペアの中で営巣地として使っているのがDで、Eの方は近年は採餌場所として使っているという関係性になっております。 ・ つけ加えますと、Eの方については■■■■、Dは■■■■になるのですけれども、■■■■の方で■■■■の計画がありまして、それに伴うEのオオタカ生息樹林の保全対策は別途検討委員会が設けられて、一定の保全の方向が示されているという状況です。(■■■■) ・ 今ので、どうも同じらしいというふうに思えばいいですね。(■■■■委員) ・ はい。(■■■■) ・ それで、11、12、13ページで高利用域というか、そういうあれを出してくれていますが、このDの個体は夫婦一緒、同じ個体が2年続けてペアということですか。(■■■■委員) ・ ここの場所の調査については2ページのところに各調査地の調査時期という一覧表がございますけれども、平成13年から調査をしております、これだけの期間がたっておりますので、DとEが1ペアであることは間違いないのですけれども、個体が同じか、それとも入れかわったかということまでは把握できていない状況です。(■■■■) ・ わかりました。そうすると、11、12ページの資料としてはこれでもいいと思うのだけれども、13ページの資料は違うかもしれない、個体が違うかもしれないというのを同じ画面に合わせるの、ちょっと鳥屋としてはしない方がいいあれだろうと思います。 ・ それで最近2年間でDのところを中心に巣をつくっているということであれば、現在のDのところを主にくくっていくことで仕方がないのかなという思いはしています。(■■■■委員) ・ さらに確認ですが、Eは計画道路の北側ですね。Dが南側。その東に

項目	主な意見と事務局の回答等
資料-3 保護対策検討(案) 調査地D・E	<p>田んぼを挟んで樹林地があって、そこでも営巣が認められましたけれども、ここの樹林地の保全にかかわる動きというのはどうでしょうか。(■委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今、■の御指摘に沿った答えになるかどうか分からないのですけれども、Dの東側の林につきましては13年から過去3カ年繁殖に失敗しているという経緯がございまして、オオタカの繁殖にふさわしい林かどうか、私ども現地での調査を続けているのですけれども、過去のそういった調査実績から考えるとかなり人の出入りが多いということ、あるいは地権者が林内で小規模な伐採等の改変を行ってきたというふうなことがございますので、その辺のことから考えると、今回、Dとして設定した西側の方の営巣中心域として囲ったエリア、ここの林自体は小さいのですけれども、非常に農家の屋敷林として裏庭的な場所なのですけれども、地権者の方が林を大事にしまして、人の出入りが少ないということ、あるいは大径木が多く密生しているということ、そういったことからこの場所が16年、17年営巣した場所が持続的、安定的な営巣林にはなり得るのかな。 ・それともう1点つけ加えますと、この図面の下の方にスケールがございまして、環境省あるいは県もオオタカの指針の中では営巣中心域と言われるエリアというのが一般的には200m～350m、埼玉県内で平野部では私どもも過去20箇所程度、営巣中心域の広さについて調査をしている事例があるのですけれども、やはり最大で巣から350m、それぐらいのエリアの中に入ることが多いので、ここのエリアについても巣からの関係でいうと、この赤い点線で囲った営巣中心域が安定的・持続的な1ペアの受け皿になり得るのかな。そんなことで営巣中心域を提案させていただいた経緯があります。(■) ・もう1回伺いたいのですけれども、Eの方のペアとDの方のペアは同じである可能性は高いのですか。(■委員) ・そう思っております。(■) ・そうしますと、ここで高利用域という形で要は語られますね。 ・それと今、東側のところでの2年連続営巣ですか、やっているのです、その辺のところもちょっと考慮に入れたいなという考えはあるのです。ただ、今ここで、この2年間でここの地域で営巣をしてここを営巣中心域と考えるのは、線をかいた範囲は妥当かとは思いますが、ここが安定的かどうかということになったときに、そういうことは考える必要はないと言えば考える必要はないのかもしれませんが、Eの方に行く可能性、それから東側の方に行く可能性もまだ残されているような気がしてならないので、その辺のところをどう考えた方がいいのか、逆に質問したいと思うのですけれども。(■委員) ・先ほど■の方の調査に基づいてお話をさせていただいたように、当該箇所につきましては13年から保護指針に基づく調査を実施してきたわけですが、15年までの3カ年は繁殖に失敗したというようなことでございます。

項目	主な意見と事務局の回答等
資料-3 保護対策検討(案) 調査地D・E	<ul style="list-style-type: none"> ・また、16年に繁殖は成功したということで第7回の委員会で営巣中心域の設定においては平成17年度も継続して調査を実施した上で判断するという御意見をいただいて実施をまいりました。 ・そういった中で、平成17年は16年と同じ巣で営巣をしております、繁殖は失敗したものの抱卵までは確認されているような状況でございます。 ・そうした中で、今回、平成16年、17年において保護指針等による保護対策を検討するための条件となる繁殖が成功したワンシーズンを含む2繁殖期の調査ということでそちらの方は完了しているというふうに考えておりました、今回の調査に基づく営巣中心域の設定を行いまして、こちらの西側の樹林の方の一带を保護対策上の受け皿として将来にわたってオオタカの繁殖が可能となるような保護対策をとることが重要であるというふうに私どもは考えてございます。 (小林課長) ・4ページのチャートを見ますと、DもEも繁殖に失敗しているんですね。Eは繁殖なしで、他のところはどうやら1羽ないしは多いところで3羽繁殖しているのですけれども、何か要因があって親はDあたりにかなり執着性が高いみたいで頑張っているのですけれども、今年度は巣が落ちこちてしまっているということですね。ここでは繁殖が全うできない制限要因というのが働いているのではないかと。それを読み取らないと、やはり保護を失敗するのではないかと思うのですが。巣の位置が悪いのか、餌場が貧弱なのか、パーチングのポイントがいけないのか、クッキングプレイスがないのか、そういう繁殖にマイナスになるような要因がどう作動しているか、押さえる必要があるのではないかと思います。(■■■■委員) ・一通り御意見を伺いました。 ・営巣中心域を大きく取るというのなかなかそういうことにはいかないと思われま。できるだけ科学的に判断をとということなので、2カ年間のデータに基づいてくくるとというのが基本的な考え方ですので、私の意見としては、御提案のあったこの内容を営巣中心域と、とりあえず認めて、高利用域の中に前回営巣して失敗した場所も含まれるので、その辺についてそういう行動が確認された場所として保護対策を考えていけばいいかというように検討すればいいのかなというふうに思いますので、いかがでしょうか。 ・まずは、この営巣中心域については御提案を受け入れるということですが、よろしいですか。 ・そうしましたら、この内容で進めるということにまずいたします。 ・その次に具体的な保護対策についての御提案ですが、これについてグリーンネットのパスも出されておりますけれども、この辺についていかがでしょうか。御意見を承りたいと思います。(■■■■委員■■■■) ・本来ここは覆って見えないようにするのが本来だと思うんですよ。ただ、きっと現場の皆さん方は大変御苦労なさってここまで持ってきて、本当はもっと上層部の理解がなかったところに問題があるのだらうと思います。ですから、この方法については一応評価をして、本来であれば国際的にはこんなレベルではないよということをおし上げて、現状の日本としてしょうがないのかというあたりで承知をしたいなという感じがするのですが。

項目	主な意見と事務局の回答等
資料-3 保護対策検討(案) 調査地D・E	<ul style="list-style-type: none"> ・ただ、長さですけれども、やはり平成14年、15年に繁殖した、その辺まで延ばしてもらった方が、ここで1カ所にずっといるとは思えないのですよ。田んぼを隔てて、鳥にとっては一帯ですからね、行き来すると思うんです。ここまで延ばしていただいて、そうすれば多少このオオタカにとっても安住の地になるのかなという感じがいたしますが。(■■■■委員) ・私も調査をやっただけでは守れませんと。 ・■■■■も非常によく似た、■■■■絡みで2kmぐらいの距離にペアがいたのです。■■■■の場合には野鳥の会が非常にきめ細かな調査をやっています、確実にオオタカは増えているのです。確実に増えているというのはヒナが大体3羽か4羽巣立っているんです。多くの場合に2羽か1羽です。埼玉県の子の場合も1羽か2羽、3羽というのもありますけれども。そうするとオオタカにとってはかなり厳しい環境条件ではないか。調査の結果、何がその厳しさの根幹になっているか。それを把握することはすごく大事だと。その手当をしない限りは、幾ら遠くからハラハラ見ているも増えない。じりじりと駄目になっていくだろう。これは、私ども長いこと保護にかかわってきて、アンタッチャブルで遠くでハラハラしているのだったらマゾヒズムでしかすぎない。積極的にオオタカが増える何かをしてやらなかったら、その何かというのは何なのだろうかということをこの調査のデータの中から酌み取っていかなければいけないだろうと思います。(■■■■委員) ・事務局、その辺の確認は、これから調査は継続されますけれども、どうということが考えられますか。今、■■■■委員からの御指摘に対して。(■■■■委員) ・餌か営巣木か、それから危険度じゃないかと思うんです。(■■■■委員) ・それをすぐに事務局に求められるは大変で、むしろこちらからこういうことをしていただくといいのではないかという話を■■■■委員あたりにまとめてもらって出すのがいいのではないかと思います。(■■■■委員) ・パーチングのポイントとして、東京電力が要らなくなった古い電信柱をもらってきて上の方に横木をつけておっ立てる。今だってテレビのパラボラアンテナだとか高圧線の鉄塔を結構使っているんです。でも、彼らがあれば使いいいかどうかわからなくて、こちらの方でそういうものをつくる。 ・それから、捕まえた獲物をクッキングする、わずかの空間でいいのですけれども、安全で確実なそういうクッキングプレイスを担保してやる。 ・一番問題は食べ物なのですけれども、これはいろいろ問題があると思うのですが、例えば畑をこしらえてトウモロコシと豆類とヒマワリを植えます。収穫しないで放っておきます。すると植食性の動物が集まります。特に鳥が結構集まってくる。それをオオタカが餌として捕ま

項目	主な意見と事務局の回答等
資料-3 保護対策検討(案) 調査地D・E	<p>えて食べるという。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それから、最終的に営巣木、オオタカが巣をつくるに適した木を我々がみつけるか、あるいは多少作為をし、例えば力枝という巣がとめられるような横枝というのがないと巣がつかれない、あるいはつくっても壊れてしまう。そういったものを担保してやる。 ・そういうのを頭の中に入れながら調査をなさっていただけたらと思います。(■■■委員) <p>・きょう議論して、また次回ありますので、その辺をちょっとお考えいただきたいと思います。可能な部分、不可能な部分があるかもしれませんが。(■■■委員)</p> <p>・ちなみに■■■の場合には人工の巣をつけました。しかし、まだ使っていません。</p> <p>・全国的に4カ所、オオタカのための人工巣をかけて、そこに繁殖を始めたというのが2例ありますね。だけれども、ヒナは全部が無事に育った状況ではないようです。だから、オオタカが人工の巣を使う可能性というのはあり得るということです。(■■■委員)</p> <p>・■■■委員、先ほどの東側の部分の以前の使われ方も含めて保護対策をどう考えていけばいいかというところで御意見ございますか。(■■■委員)</p> <p>・特にないです。中心域としては今のくくり方でいいと思うので、あとはどこも同じですが、ちゃんとそれぞれの林が現状で担保できればいいのですが、それはここの話ではないのではないのでしょうか。(■■■委員)</p> <p>・すると御提案のあったシェルター構造をどこまでつくるかという部分については事務局原案で一応いいということですか。(■■■委員)</p> <p>・その点だと中心域を東側まで広げるというようなことがないと、事務局が根拠として、しにくいのではないかなと思いますけれども。私はこれでいいのではないかな。(■■■委員)</p> <p>・営巣中心域ではなくて、高利用域の中でその場所の重要度というのは必然的に少し違うと思いますけれども、その辺の配慮というのは特にはございませんか。(■■■委員)</p> <p>・私は、このままでいいのではないかというふうには思いますが。(■■■委員)</p> <p>・私は、やはり1つはDで谷を挟んで西と東、たしか最近の2年の調査で営巣地が確定されましたけれども、先ほど委員長が集約したように高利用域として、やはり谷の東側を使っている、高利用域として入れる場合に、やはり道路ができて環境劣化するということを考えたときに、■■■委員が主張したように、この部分についてもグリーンネットを含めた環境保護対策をしていかないといけないのではないかという</p>

項目	主な意見と事務局の回答等
資料-3 保護対策検討(案) 調査地D・E	<p>ふうに思います。そういう点では[]委員の提起に賛成したいと思えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それともう1つは、私、何回も側道ばかりこだわって申しわけないのですが、本当に側道がこういう形で必要かどうか。これもまた図面をかきますけれども、補償という観点からいくと、この場合には全部高架なんです。ですから、いかようにでも北と南をつなげることができるわけですので、当然、最低でも片側だけで十分機能できるというふうに思いますので、この点については今までの議論からいくと、私みたいに両側要らないなんていうのはどうもあれみたいですから、少なくとも片側だけで十分機能補償できると思いますので、このあたりはもう一度再検討していただきたいと思います。 ([] 委員) ・今の御意見、事務局はいかがですか。事前説明では地元の方自身が通り抜け交通は拒否しているということを伺っておりますけれども。 ([] 委員) ・こちらの方の側道につきましては、1車線ということで最低限の幅員で生活道路として使いたいということで地元の方からも計画段階から調整をさせてきていただいております。そうした中で大型車の進入ですとか、通過交通の抑制というような形で地元の方からもそういった形での交通運用を望んでいるところをございまして、生活道路、交通運用ということもありますので、オオタカの保護対策ということで生息に配慮した計画になっているというふう考えております。 (小林課長) ・先ほどの[]委員からの御指摘で、両サイドが本当に必要かという御指摘がありましたけれども、その辺についてはいかがですか。 ([] 委員) ・こちらの方も平成13年に地元説明を実施いたしまして、一部機能補償ですとか、地元の要望ということで計画をされてきたものでございます。 ・また、地元自治体の方にもオオタカ委員会でのこの御意見等を調整をさせていただいておりますが、地元自治体の方も計画の変更というのは非常に受け入れがたいということで、また地元住民の方も同様の意見というふうに意見を賜っております。(小林課長) ・私ははっきり言えますけれども、地元住民の意見はあれしても地元の自治体が反対だというのは納得できないんですよね。だって、環境問題、環境保護というのは今、やはり優先していこうというのが行政の大きな流れですし、国民の、やはり大きな流れだと思うんですよね。ここではオオタカが、やはり営巣をどう守っていくかということを考えていったときに、やはり地権者の方は自分の土地をどう有効に活用していくかということがありますから、それをどう行政がその間をとって環境保護というものを優先させていくかというのが行政の仕事なんです。さっきのAもそうですけれども、それを行政自らが環境破壊を優先するような姿勢しか見せていないというのは非常に理解しがたいんです。積極的にここが大事な場所だということを行政が理解していれば、やはり地元の対策もきちんとそれに見合った対策を積極的にしていくし、逆にそこで地元の地権者が不利益を被った場合には

項目	主な意見と事務局の回答等
資料-3 保護対策検討(案) 調査地D・E	<p>それこそ機能補償をどうしていくかということを考えるのであって、最初から側道ありきというのは、いわゆる古い道路行政の考え方で、私、一番最初にこの委員会に参加させていただいたときに、あめ玉をしゃぶらせればいいということの発想が非常に側道には強いということを行ったと思うんですけども、そのあたりの発想を転換しないと駄目だと思うんです。ここの場合には、何回も言いますように、全部高架ですので、しかも下を全部土で埋める盛土工法ではない陸橋工法ということになれば当然北側から南側に通過するにはそれほど他のところの盛土工法よりも楽なわけですので、当然機能補償ということと環境保護対策というものを、しかも地元は何回も言うように環境は大事だということをここで主張しているのは事実ですから、そういうことを考えれば、やはりどう整合をしていくかということを見ると、私は側道は両方には要らないと。両方要らないと私は主張したいのですけれども、必要があっても片方だけで十分機能すると。その中で環境対策はどうしていくかということを考えるべきだというふうに思います。(■■■■委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 20ページのところ、図面の左側に文章がありますけれども、その一番下のところに北側の側道については「地元協議により、側道は設置しない」と、「■■■■部は側道は設置しない」と、こう「設置しない」というふうに書かれておりますが、これは具体的に場所はどこになるのですか。(■■■■委員■■) ・ この図面の中の地元協議により側道は設置しない①番は真ん中より若干左側の区間でございます。 ・ ■■■■部というのは右側の方に、②番というふうに旗揚げしている区間でございます。(小林課長) ・ 両側必要だという根拠はどこに明示されていますでしょうか。(■■■■委員■■) ・ この部分に関しては、まだ自治体とお話を、地元の地権者にはこのオオタカの保護のドームができたり云々というのはまだお話ししてございません。ですから、そういう観点でお話したときに、側道というものが変わる可能性はまだあると考えています。どう理解してもらうかというのはあれなのですけれども、ですからここについてはまだ地元を下ろしてございません。オオタカがあってこういう対策をしますよという話は直にはお話ししてございません。自治体とちょっとお話ししているだけで、そういう段階だとちょっとお断りしている部分があるところですよ。(瀬尾副所長) ・ すると、保全策の最終案まではまだいかないと。(■■■■委員■■) ・ 原案ということで、今御指摘いただいたように、片側でいいのではないかとかという話があれば、またここに生活道路として、最初は13年にお話ししてございますので、それが変わりますよという、オオタカの保護の観点からこんな意見をいただいているのでというものがもらえればそれをまた時期を見て下ろして御理解をいただいと作業は出てくると思います。具体的にはですね。(瀬尾副所長)

項目	主な意見と事務局の回答等
資料-3 保護対策検討(案) 調査地D・E	<ul style="list-style-type: none"> ・ここは先ほどの調査地Aの地元あるいは地元自治体との話し合いでこういった機能があって、これ以上後退できないんだというような意見を持ってきたのとまるで違って、その前段階のというようなところに状況としてあるわけですか。(■■■■委員) ・ですから、今申しましたとおり13年度に地元説明に入りまして、それ以後は保護対策という話は、16年にこちらに移りましたので、場所が移っていますので、具体的にはまだ下ろしてはいなくて自治体とお話しているという段階ですから、地元には保護の観点から側道を絞るとかそういうお話はしてございませんので。今、ここで御意見をいただければそれをもとにして下ろす、直に話すという作業が当然必要になってきますので。(瀬尾副所長) ・そういうことでしたら、オオタカ保護対策を前提としていろいろ意見を述べるわけですから、私も両側に側道が必要だとは余り思わないのです。機能補償ということができればいいと思います。両側には要らないと私も思います。どちらか1本でやって十分機能補償ができるようにしていただければありがたいと思います。(■■■■委員) ・わかりました。(■■■■委員■■■■) ・我々、地元住民に説明するに当たって、「何で」というキーワードが必要だと思います。今までのお話からいくと、沿道開発だという懸念があるというようなものを直に言わなくてははいけないだろうとは思ってはおります。 また、そういった面で我々も地元住民との間に入るとなかなか調整が難しい部分がありますので、またお知恵を拝借するような場面が出てくるかと思っておりますので、またそのときには御相談したいと思っております。(瀬尾副所長) ・そうしましたら、遮へい構造、グリーンネットの範囲をどこにするかというのは、先ほどもう少し長い区間が必要ではないかという御意見がありました、そのあたりは事務局としてはいかがでしょうか。(■■■■委員■■■■) ・我々としては、委員長が冒頭で言われました「科学的根拠に基づいて」ということで、我々も説明責任がございますので、この案でいきたいなということで御提示しているということでございます。 ・■■■■からもお話があったとおり14、15年に営巣したところは、15年にたしか開発しようとした経緯がありまして、ちょっとやめてくださいよということがあったのですけれども、その後、立ち入りを拒否されたりいろいろされている林なものですから、なかなかこの林が安定的に保たれるかというのがちょっと危惧されるところでございます。そういう観点もあって今回のところが、やはり重要であろうかと思ひまして、16、17年と営巣した屋敷林の持ち主の方も御理解を得ているという、確約されていますので、ここを中心にちゃんと営巣できる対策を立てておくのが最良かなと思って提案してございます。(瀬尾副所長) ・ちなみにこの範囲のをどこまでかと、委員会として了解を得る期日というのは、今回の。(■■■■委員■■■■)

項目	主な意見と事務局の回答等
資料-3 保護対策検討(案) 調査地D・E	<ul style="list-style-type: none"> ・今回範囲を決めてもらいたいなどは思っています。今までの考えの中で言えば、ここは妥当かなということでご提案させていただきます。(瀬尾副所長) ・私ちょっと気になるのは、2営業期の後段は完全な営業ではなかったということですね。(委員) ・そうですね。さっき委員が言ったいろいろな要因があると思いますけれども、巣が壊れたということですので、来年度も調査を続けなければいけないとは思っていますが。とはいっても、調査としてはある程度成り立っているのかなという判断で御提示したということでございます。(瀬尾副所長) ・その辺の新しい情報をプラスアルファして、場合によっては、具体的に言うと東側でより重要な行動が見られるようなことがあった場合には、それに対応した処置をするというような条件づけでの考えは成り立ちますか。(委員) ・そうですね。今までの蓄積がございましたので無視するわけにはいかないだろうと思っております。(瀬尾副所長) ・いかがでしょうか。(委員) ・保護対策というのは営巣中心域だけではなくて高利用域の対策も立てるということになっているわけで、委員が出したのは、この全体的な今までの営巣状況等々を考えていくと、今は2営業期間が西側であれしたけれども、それ以前は失敗したとはいえ東側も使っているわけで、ちょうどこの谷を挟んだ両サイドの樹林地というのは非常に大事な林だろうと。しかも、道路によってある程度劣化することは、これはやむを得ないことですので、そういうものを将来にわたって補償していくと、高利用域の保護対策はここでは必要であろうと。それで東側についてもグリーンネットや遮へい物を含めた保護対策をする必要があるのではないかという意見だと思うし、私もそのように考えます。(委員) ・全くそのとおりでございます。1カ所だけでずっといるなんていうことは不可能でございますので、当然動くわけですから、来年になればこっちへ行く可能性だって高いですよ。そのときにまた騒ぎますから、今から予定しておいた方がいいのではないかという感じがしますね。(委員) ・先ほどのお話でそういうお考えのようですが、よろしいですか。 ・そうしましたら、きょう結論を出すのではなくて、今の議論を事務局に持ち帰っていただいて、高利用域の中で保護対策としてどんなことが考えられるか、次回御提案いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。 ・いろいろな考え方、幅があると思しますので、その辺をちょっと御検討を。(委員) ・委員長と御相談させてもらいたいと思ひまして、今まで高利用域というのは物理的な対策というのは考えてございませんので、いろいろな

項目	主な意見と事務局の回答等
資料-3 保護対策検討(案) 調査地D・E	<p>例があると思いますので、その辺をまたお知恵をいただいて、何か理屈づけが、我々も説明、その入り口が必要ですので、ちょっと御相談させてもらいたいと思います。(瀬尾副所長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ■■■■■の事例ですと、営巣中心域、それから、それを取り囲む準営巣中心域のような考え方、そして高利用域というような3段階の重要度の違いを念頭に置いて保護対策を立てた事例もございますので、全く新しいものではありませんので、ちょっと検討したいと思います。(■■■■委員)
資料-3 保護対策検討(案) 調査地H	<ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、最後にHについてまいりたいと思います。 ・ 一番最後にグリーンネット、遮へい施設の範囲が今までの議論を踏まえて御提案になっていて、これは委員それぞれがお出しになった意見をきちんと含めて描かれているというふうに私は解釈いたしますけれども、よろしいですか。(■■■■委員) ・ 申しわけない、私、信用する、しないではなくて、この部分の前に、前回決まっていたものがありますよね。それをきちんとつけてもらえますか。この前書きの部分がありますよね、ほかの対策。これが、今回はHの方の対策の図面1枚ですけれども、前のがまた文章が変わっていたりすると嫌ですので、後で嫌な思いをしたくないので、前回部分のものをきちんとつけておいてほしいと思います。(■■■■委員) ・ その辺は最終的に取りまとめるときに全部入るということですね。では、これはお認めになったということにいたしまして、鈴木委員からの御意見があったと思いますが、それをちょっと補足していただけますでしょうか。(■■■■委員) ・ 前回の保護対策として遮へい物を北側につけて、南側も基本的にはつけるけれども、調査結果という含みが残ったまま終わったのですが、今回、17年度の採餌行動など考えて南側も遮へい560mについて実施するというようなことを提案していただいて、その辺は大変評価したいと思います。 ・ 今、■■■■委員からも話があったのですが、この基本方針のここが抜けて、家に帰って見てこのHについてだけなかったものですから、何か事情があってつけなかったのかなと、別に意図はございませんでしたか。(■■■■委員) ・ 前回、御指摘あったのは、南側の範囲を調査結果をまとめて提示しますということでしたので、変わったのはここだけですよという意味でございます。(瀬尾副所長) ・ わかりました。 ・ こういった形で説明しましたので、こっちの基本方針があって受ける形ということですので、今後、よろしく願います。(■■■■委員) ・ はい。(瀬尾副所長) ・ それと、私の方から提案書ということで出させていただきました。これについては先ほど事務局の方から8月9日に環境保全についての関

項目	主な意見と事務局の回答等
資料-3 保護対策検討(案) 調査地H	<p>係各機関に集まっていたいで第1回目の会議を開きましたとい御報告がありまして、まさしくそのとおりでした。ただ、第1回目でしたので、関係各機関が顔を合わせて現地を見てというような範囲にとどまっておりましたので、次回から話をする場合には我々何らかの具体的な保護対策としての考え方を示しておいた方がいいだろうということで、私の方から文書として意見を出しますからよろしく願いますということで、ここに皆さんに資料として配らせていただいたものを提案書として出してあります。次回については年内と先ほどおっしゃっていましたので、12月ごろということを考えておりますので、これからはこの検討委員会の議論のところはこの関係各機関との協議というところに移っていった具体的な環境保全についてお話すると思しますので、ここで1つ強調しておきたいのは、次回の第2回目の環境保全推進委員会、勝手に言ってしまうとそういうものなのですが、その場合にも来年の3月になりますと、また渡ってきますので、あそこの生息営巣環境を整えてサシバの保護対策に役立たせるかということになれば、やはり各機関の組織というものをつくり上げて、その性格なり目的なり構成メンバーなりがきちんと決まって、具体的に3月までに具体的な保護対策の検討をできる状況にしておかなければいけないと私は思いますし、ぜひそのような形にしていきたいということをちょっと声を大きくしてお願いしておきますので、よろしく願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2回目の提案について期待していますので、よろしくお願いいたします。(■■■■委員) ・■■■■委員からお配りいただいた提案書を各委員、読んでいただいてお気づきになった点はどうでしょうか、御意見があれば事務局の方に、少しプラスアルファでということでもいいでしょうか。(■■■■委員) ・ここに諮るというより、今度、違う場で集まってやりますので、余り一緒にしてしまうとごちゃごちゃになりますので、■■■■委員にお任せしたという形になってございますので十分尊重しながら事を進めていきたいと思っていますので。(瀬尾副所長) ・もし、あれば事務局通しで■■■■委員の方にお話しただければと思います。(■■■■委員) ・この御提案をいただいたのは、ある意味では我々との確認事項ですので、これをもとにまた集まってよりよい方向にいきたいなど。我々だけで決められないもの、市で決めるもの、河川で決めるもの、いろいろありますので、これはその確認事項だと思っていますので。(瀬尾副所長) ・■■■■委員の御意見の中でコハクチョウの餌づけの問題があって、これがHポイントとどのくらいの影響というのが出そうなんですか。(■■■■委員) ・数ですか。(■■■■委員) ・数というか、コハクチョウに餌を与えたために悪影響がいろいろ出ま

項目	主な意見と事務局の回答等
資料-3 保護対策検討(案) 調査地H	<p>すね。それがサシバにどのくらいの影響になって吹き上がってくるかという予測です。(■■■■委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多分、■■■■と■■■■があって、■■■■の方の■■■■の方が先日も新聞に出ていましたけれども、餌づけする人を募集しておりました。多分、餌づけしてくれるだろうと思います。■■■■の方に昨年はオオタカ、そしてサシバが少しいるのですが、ここに今でもカラスは多いんです。ここで餌づけをしてきたら、カラスがまたたくさん集まってくるだろうという心配がされます。私は、コハクチョウ対策は、人がたくさん来るのもさることながら、今一番心配しているのはカラスが増えてきて、それだけでなく卵を1回取られて巣を追出されたという経緯がありますから、逆にコハクチョウ対策と同時にカラス対策というものも、次回つくられていく協議機関の中で重要課題として協議していかなければいけないと思っています。(■■■■委員) ・ これは、新潟県の瓢湖がめちゃくちゃに餌をやったためにめちゃくちゃにオオハクチョウもコハクチョウも集まってしまって、そのおこぼれをカモが食べにきて、特にすごいのがオナガカモが、カラスも寄りつけないような。あそこへ行きますと、「オナガカモを踏まないように気をつけてください」と言っているんです。本当に踏んづけるくらいたくさんいるんです。もちろん、そういうようなマイナス要因と、それから池が集まったハクチョウたちのふんでBODが高まってしまって夏は大変なことになってしまう。ですから、もしもコハクチョウが保護が必要だということであれば餌をやる場所を決める、それから量と時間を決める、それから餌は沈む餌を与える。沈んでしまえばカラスは食べられない。そのくらいビシッとやらないとカラスは集まる、オナガカモは集まってくるというような。それが、夏はコハクチョウはいなくなるのですが、おっしゃるように。カラスは地の留鳥ですのでサシバに悪影響を及ぼしてくるだろう。 ・ それから、ビオトープを一刻も早くという御提言、私も本当に賛成なのですけれども、御当局がどのくらい動けるかというのが課題でして、行政はやはり予算の何のとありますから。例えば学校の、今総合学習というのがはやりで学校外でこういう活動をするというのが一種のはやりなのですけれども、私の隣の■■■■は県立高校が地域のボランティアセンターになって、そこでお母さんや子供たちが集まって、私が関係したのは自然保護関係のをやっているのですけれども、来年、サシバが戻ってきたときにはカエルがたくさんいるというような、おっしゃるように今からやりませんと間に合わないと思うのですけれども、これは御当局も御援助いただきたいと思います。(■■■■委員) ・ ぜひ、協議推進委員会がきちんと機能されるように期待しております。(■■■■委員■■■■) ・ この■■■■委員の提案というのは事務局になって、今までの議論を踏まえてこういう対策を立ててほしいという提案ですので、これを■■■■委員の個人名で出していいのかどうか、私、もうちょっと委員長がきちんと内容を踏まえて、できたらこの委員会としてこういうふうにしてほしいというふうにした方が筋道としては正しいのではないかなと思

項目	主な意見と事務局の回答等
資料-3 保護対策検討(案) 調査地H	<p>うのですが、どうでしょうか。(■■■■委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局とも相談して検討いたします。(■■■■委員) ・先ほどの■■■■委員の瓢湖の話で、ハクチョウのふんで水が汚れているというのは今はほとんどないんです。細い流れが1本の時代は少し心配をしたのですが、調べてみると夏の間のはすだとかオニバスだとかで大分かき回してしまっていて、それがなくなっているということのほか、冬の間、農業用水を借りることができるようになって池に入れているんです。それで、また同じ量だけ返していますから、冬の間のはすだというのは相当薄くなっているから夏には積み残しがなくらいにできています。そのことだけちょっと。 (■■■■委員) ・さっきのは10年ぐらい昔の話でした。(■■■■委員) ・ありがとうございました。 ・そうでしたら、Hの内容はこれで締めさせていただきます。 (■■■■委員)
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・一応、きょう予定したものはすべて議論いたしましたので、内容を確認いたします。(■■■■委員) ・その前に、資料の不備とか事前説明の不備をここでお詫びしなければいけないのだろうと、私も長いものですから、私のチェックがなかなか上手くできなかったことをここでお詫びいたします。 Aについてでございますが、南側の側道のこの緑地での■■■■委員の指摘等ごもっともな話かと思っておりますので、地元の方も、市にもありますけれども、再度アタックしてその辺も、確かに言われることを伝えて調整したいと思っております。 あと、用地の買収の関係も大体のアウトラインが決まった段階に入っておりますので、次回ぐらいには買収のスケジュールとかその辺も自治体と調整して御提示するような形で皆さんの信頼を得たいと思っております。 あと、自治体の取り組みの方ですが、■■■■委員が言うように、1年半前にそういった市の表明もございますので、その辺も具体的に市がどう動くのか、またここで御報告というか、したいと思っておりますので、いろいろ不備がございましたが、どうもすみませんでした。 (瀬尾副所長) ・次回、よろしく願いいたします。 ・今日の話、前回やったように私が取りまとめ、確認をした方がよろしいですね。 (■■■■委員) ・よろしく願いします。(瀬尾副所長) ・Aについては今、お話あったような内容、重要な何点かございましたので、それをよろしく願いします。 ・まず、道路の構造については、緑地帯をどういうふうにするかという

項目	主な意見と事務局の回答等
まとめ	<p>ことで御議論がありまして、地元自治体の全体の計画の中で保全に関してどのようなとらえ方をされているか。それに対応して保護対策、整合性を持っているかどうかの確認をできるような情報を次回提示していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それから、公有地化する部分に関しては、具体的な内容について可能な限り、次回提示するというお話です。 ・それから、DとEに関しては、営巣中心域の範囲は一応原案を認める。 ・保護対策に関しては、特に高利用域のところで重要性のある場所がありそうなので、そこについてどういう保護対策ができるか、次回までに事務局と委員長とで調整を図って原案を決めていく。 ・側道に関しては、流動性がまだあるということなので、もう少し詰めていただくということです。 ・Hについては、前回の議論を踏まえて御提案いただいたグリーンネットの範囲については了解した。 ・それから、■■■■委員から協議会等きちんと運営していただきたい旨の要望を出していただきましたけれども、これを委員会として提示するかどうかについて事務局と委員長とで調整するというようなことが決まった内容だと思いますが、いかがでしょうか。何か抜けがございますか。(■■■■委員) ・Aの側道について、南側の。北側はいい。(■■■■委員) ・北側については事務局案が認められたと。 ・南側については、地元の保護対策との整合性も含めてまだ問題が整理されていないので、先ほど言いました地元の意向をきちんと明らかにする中でどういうふうに構造を考えていくか提案されると、そういうことだと思いますけれども、いかがでしょうか。(■■■■委員) ・南側についてはまだ積み残しと。(■■■■委員) ・そうです。繰り返しになりますけれども、南側はまだ積み残しということで、よろしく願います。いかがでしょうか。 ・では、きょう用意されたメニューをすべて終えたと思いますので、事務局から今後の進め方も含めてよろしく願います。(■■■■委員) ・今後の進め方でございますが、いつもどおり、今後の予定につきましては、対策の検討状況を踏まえて、また委員長と調整させてもらって早期に開催したいと思っております。そのときは調整させていただきたいと思っておりますが、よろしく願います。(瀬尾副所長) ・では、議事進行をお返しします。(■■■■委員) ・あと、確認なのでございますが、Aの地点につきまして、南側の側道に関して調整事項がありますが、この辺の埋蔵文化財調査の本掘とかその辺に順次入っていきたく思っておりますので、その辺は御承知をお願いしたいと思います。今、試掘だけなものですから。 ・では、長時間にわたり御討議ありがとうございました。(瀬尾副所長)